



中途退職者の方

退職時の社内手続き 会社から受け取るもの

雇用保険被保険者証や離職票など会社から受け取るもの

ここでは雇用保険被保険者証、離職票、源泉徴収票など会社から受け取るもの、請求するものをご紹介します。
大切に保管しておくべきものや各種手続き、新しい会社で必要になるものがあるので、退職後は紛失ないようにしましょう。

受け取るもの

✓ 雇用保険被保険者証

- ・ 求職者給付の基本手当等の手続きの際に必要です。
- ・ 再就職した場合は、次の会社に提出します。
- ・ 会社が保管しているもありますので、会社への確認が必要です。

✓ 離職票1、2（雇用保険被保険者離職票）

- ・ 求職者給付の基本手当等の手続きの際に必要です。
- ・ 通常は退職した会社から送られてきます。
- ・ 10日過ぎても手元に届かない場合は退職した会社へ連絡してください。

✓ 源泉徴収票

退職からおおむね1カ月以内に交付されます。

年明けから退職時まで受け取った年間給与額、そこから差し引かれている源泉所得税や社会保険料の金額が記された書類です。給与の他に退職金が支給された場合は、その分の源泉徴収票も交付されます。

12月までに他の会社へ転職する場合は、年間の給与額が確定しないため、退職する会社から受け取った源泉徴収票は転職先へ提出します。

退職後、その年に転職をしない場合は、所得税を納め過ぎていることになるので、退職した翌年の確定申告の提出期間に手続きを行うことをおすすめします。

また、ご自身での確定申告を行うことが難しい場合は、申告書類の作成支援として年金住宅福祉協会が「[退職後の確定申告支援サービス](#)」を行っておりますので、ぜひ、ご利用ください。



✓ 年金手帳

- ・2022年4月から法改正により、新たな年金手帳の発行は中止となりました。
- ・会社で保管している場合は、返却をお願いしてください。
- ・年金手帳はお手元に大切に保管してください。
- ・再就職先の厚生年金の手続きは、マイナンバーを報告することにより、完了します。
- ・すぐに転職しない場合は国民年金に加入します。
国民年金の加入手続きについては各自治体ホームページまたは、日本年金機構「[全国の相談・手続き窓口](#)」をご確認ください。

✓ 厚生年金基金加入員証

- ・退職前の会社で「厚生年金基金」に加入していた場合は、厚生年金基金加入員証も返却をお願いしてください。
- ・脱退一時金などを受け取る場合等に必要となります。

✓ 退職証明書

- ・転職先からご自身の在職の労働契約内容等について証明するものを求められた場合、在職していた会社へ請求を行います。
- ・会社都合で退職することになった場合や解雇された場合など希望する内容の証明書を請求できます。